



令和5年度（2023年度）兵庫安全行政のあらまし

— 労働者が安全で健康に働けることができる職場づくり —



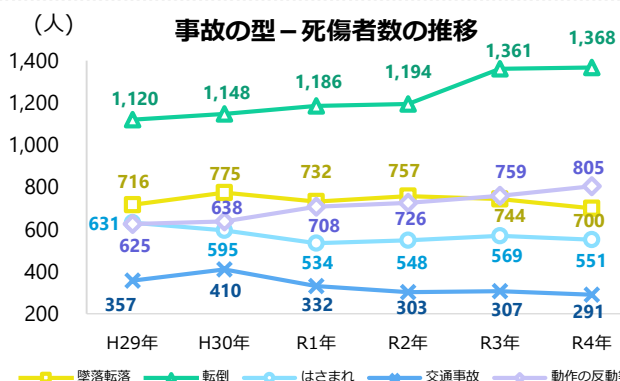
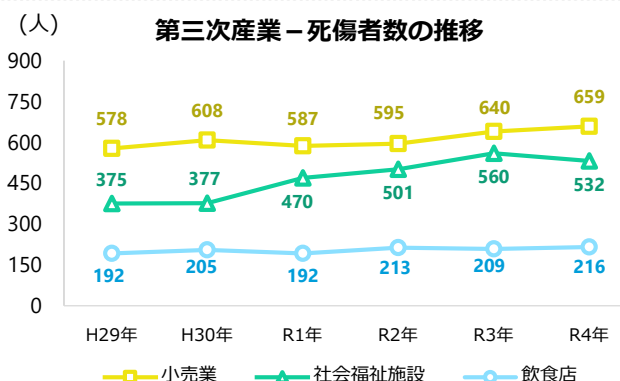
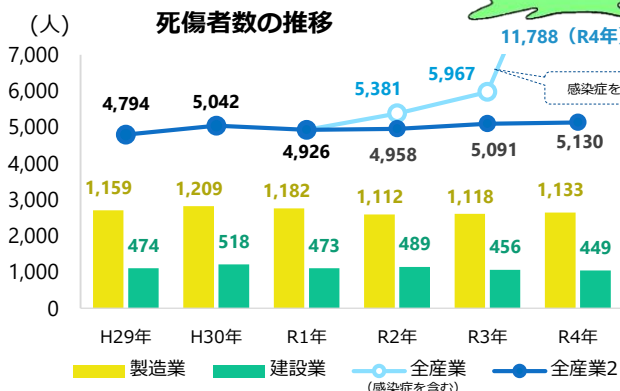
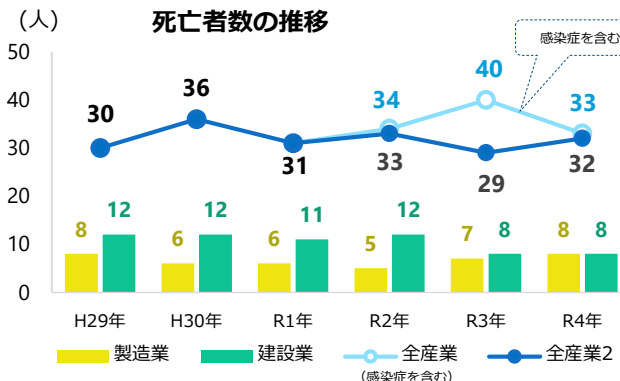
兵庫労働局 労働基準部 安全課

令和5年度は、『兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画』（以下「14次防」といいます。）の初年度にあたり、14次防の災害減少目標（対令和4年比令和9年：死亡者数15%以上減少、死傷者数／令和4年より減少させる）の達成に向け、労働災害防止対策の一層の推進を図ります。

特に、安全確保の重要点である「働く人の命を守る」という原点に戻り、労働災害の削減に向け、『**兵庫リスク低減MS運動（Ⅱ期）**』を展開します。



▶ 1. 労働災害発生状況（感染症を含まない）



出典 労働者死傷病報告

死亡災害

- 令和4年（2022年）の「全産業」における死亡者数は33人で、令和3年（2021年）と比較して（以下「前年比」）7人減少（－17.5%）、平成29年比3人増加（＋10.0%）となりました。死亡者数33人のうち1人は、新型コロナウイルス感染症り患（以下「感染症」）によるものであり、感染症を除いた死亡者数は32人で、**平成29年比2人増加（＋6.7%）**の状況にあります。
- 「業種別」では、製造業8人（前年比1人増加）、建設業8人（前年比増減0）で、製造業は、「はさまれ・巻き込まれ」災害5人、建設業は、「墜落・転落」災害2人で、在来型災害が高止まりの状況にあります。その他では、陸上貨物運送事業1人（前年比4人減少）となっています。
- 「事故の型別」では、「はさまれ・巻き込まれ」災害と「墜落・転落」が7人が最も多く、次いで「交通事故」5人、「転倒」災害と「おぼれ」災害でそれぞれ2人、その他の災害は10人（うち感染症1人）でした。

死傷災害

- 令和4年の「全産業」の死傷者数は11,788人で、前年比5,821人増加（＋97.6%）、平成29年比6,994人増加（＋149.5%）となりました。死傷者数のうち6,658人は、感染症によるものであり、感染症を除いた死傷者数は5,130人で、**平成29年比336人増加（＋7.0%）**の状況にあります。
- 「業種別」では、建設業は449人（前年比7人減少）で減少していますが、製造業は1,133人（前年比15人増加）で全産業の約2割（22.1%）を占め、高止まりの状況にあります。
第三次産業では、社会福祉施設で前年比5%の減少はみられますが、小売業、社会福祉施設の死傷者数は、建設業を上回り、当該2業種の合計は、2年連続して製造業を上回る状況にあります。
- 「事故の型別」では、「転倒」災害が1,368人で最も多く、次いで「動作の反動・無理な動作」805人、「墜落・転落」災害700人、「はさまれ・巻き込まれ」災害551人で、転倒や動作の反動等の作業行動が起因した“**行動災害**”が増加しています。



兵庫リスク低減MS運動に参加しましょう！ スローガン：残留リスクを見逃さず 達成しよう ゼロ災害

2. 目標

令和5年度は、14次防の初年度であり、労働災害の減少目標を達成するため、「労働災害による**死亡者数31人以下**、休業4日以上**の死傷者数5,129人以下**」として、以下の労働災害防止対策を積極的に推進します。

3. 本年度の重点的取組

◆ 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進



職場のあん
ぜんサイト



SAFE
コンソーシアム



林業の
安全対策

建設業対策

- (1) 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく「より安全な措置」の普及促進を図ります。
- (2) 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を引き上げるよう周知・啓発を図ります。
- (3) フルハーネス型墜落制止用器具（安全帯）に係る特別教育の実施の徹底、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」の周知を図ります。
- (4) 職長・安全衛生責任者の資質向上のため、再教育の受講を勧奨します。

製造業対策

- (1) 機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を引き上げるよう周知・啓発を図ります。特に、食品加工用機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害、「切れ・こすれ」災害の防止を重点に、労働災害防止対策を指導します。
- (2) 機械の掃除・給油・修理等の非常作業を行う場合におけるリスクアセスメントの取組について指導します。
- (3) 職長教育の受講及び職長に対する再教育の受講を勧奨します。

林業対策

- (1) 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を引き上げるよう周知・啓発を図ります。
- (2) 「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のガイドライン」の周知を図ります。

機械災害対策

全国的に機械災害による死亡災害の多くはフォークリフトが占めているため、労働安全衛生規則等による作業方法、運転資格等の遵守について指導します。

墜落制止用器具は、「墜落制止用器具の規格（平成31年厚生労働省告示第11号）」の適合品を使用しましょう！

令和4年1月2日以降は、旧構造規格の安全帯は使用することが出来ません！

◆ 労働災害の減少がみられない業種等への対応

第三次産業（小売業、社会福祉施設、飲食店）対策

- (1) 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を引き上げるため、第三次産業の実態に即した基本的な労働災害防止対策啓発ツール（動画、マニュアル等）の活用を周知・啓発します。
- (2) 社会福祉事業の許可権限を有する地方自治体と連携し、労働災害防止を推進します。



安全推進運動関係

陸上貨物運送事業対策

- (1) 荷主等事業場に対する荷役災害防止対策として、あらゆる機会に荷役作業ガイドライン等の周知を図ります。
- (2) 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲の拡大、テールゲートリフターによる荷役作業についての特別教育の義務化に係る改正労働安全衛生規則の周知を図ります。

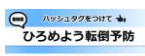


荷役作業安全関係

◆ 業種横断的な労働災害防止対策の推進

転倒災害防止対策 (STOP! 転倒災害プロジェクト)

- (1) 労働災害防止団体等とも連携し、「STOP! 転倒災害プロジェクト」の取組を促進し、転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合の向上を図ります。
- (2) 転倒予防体操の周知・啓発を行う。
- (3) 高齢労働者、降雪地帯における転倒災害防止用の視聴覚教材の活用を推進します。



STOP! 転倒災害
プロジェクト



兵庫局
YouTube
配信



転倒災害防止啓発用リーフレット

交通労働災害防止対策

春、秋の交通安全運動実施期間、全国安全週間及び同準備期間等のあらゆる機会を捉え、警察署、関係行政機関等と連携して、広く「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成25年5月28日付け基発0528第2号、平成30年6月1日最終改正）の周知啓発を図ります。



交通労働災害
防止関係



止まれ

高齢労働者、外国人労働者等の労働災害防止対策

- (1) 「高齢労働者の安全と健康の確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」の周知及びエイジフレンドリー補助金の活用を勧奨を図ります。
- (2) 外国人労働者向けの母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いた労働災害防止の教育の周知・啓発を図ります。（厚生労働省ホームページ「職場のあんぜんサイト」に掲載）
- (3) 労働災害防止に関する標識や絵表示等の掲示に関する周知を図ります。



高齢労働者関係



外国人労働者関係
(視聴覚教材)